

# 公開買付説明書の訂正事項分

2019年12月

株式会社チトセア投資

(対象者：ユニゾホールディングス株式会社)

## 公開買付説明書の訂正事項分

本公開買付説明書の訂正事項分(以下「本訂正事項分」といいます。)に係る公開買付けは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)第2章の2第1節の規定の適用を受けるものであり、本訂正事項分は金融商品取引法第27条の9第3項の規定により作成されたものであります。

【届出者の氏名又は名称】	株式会社チトセア投資
【届出者の住所又は所在地】	東京都中央区八丁堀二丁目10番9号
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区八丁堀二丁目10番9号
【電話番号】	03-3523-7455
【事務連絡者氏名】	山口雄平
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません
【電話番号】	該当事項はありません
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません
【縦覧に供する場所】	株式会社チトセア投資 (東京都中央区八丁堀二丁目10番9号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注1) 本書中の「公開買付者」及び「当社」とは、株式会社チトセア投資をいいます。

(注2) 本書中の「対象者」とは、ユニゾホールディングス株式会社をいいます。

(注3) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注4) 本書中の「本公開買付け」とは、本書の提出に係る公開買付けをいいます。

(注5) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

(注6) 本公開買付けは、日本の金融商品取引法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国1934年証券取引所法(Securities Exchange Act of 1934)(その後の改正を含みます。)第13条(e)項又は第14条(d)項及び同条の下で定められた規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。本書に含まれる全ての財務情報は日本の会計基準に基づいており、米国の会計基準に基づくものではなく、米国の会計基準に基づく財務情報と同等の内容とは限りません。また、公開買付者及び対象者は米国外で設立された法人であり、その役員も米国居住者ではないため、米国の証券関連法を根拠として主張し得る権利又は要求を行使することが困難となる可能性があります。また、米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人及びその役員に対して、米国外の裁判所において法的手続を開始することができない可能性があります。さらに、米国外の法人並びに当該法人の子会社及び関連者に米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。

(注7) 本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部については英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が生じた場合には、日本語の書類が優先するものとします。

- (注8) 本書中の記載には、米国1933年証券法(Securities Act of 1933)(その後の改正を含みます。)第27A条及び米国1934年証券取引所法(Securities Exchange Act of 1934)第21E条で定義された「将来に関する記述」が含まれています。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者及び対象者又はその関連者は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等が結果的に正しくなることをお約束することはできません。本書中の「将来に関する記述」は、本書の日付の時点で公開買付者及び対象者が有する情報を基に作成されたものであり、法令で義務付けられている場合を除き、公開買付者及び対象者又はその関連者は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新したり修正したりする義務を負うものではありません。
- (注9) 公開買付者、対象者の各フィナンシャル・アドバイザー及び公開買付代理人(これらの関連者を含みます。)は、それらの通常の業務の範囲において、日本の金融商品取引関連法規制及びその他適用ある法令上許容される範囲で、米国1934年証券取引所法規則第14e-5条(b)の要件に従い、対象者の普通株式を自己又は顧客の勘定で本公開買付けの開始前、又は本公開買付けの買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)中に本公開買付けによらずに買付け又はそれに向けた行為を行う可能性があります。

## 1 【公開買付説明書の訂正の理由】

令和元年(2019年)12月24日付けで提出いたしました公開買付届出書及びその添付書類の記載事項の一部に訂正すべき事項が生じたので、これを訂正するため、法第27条の8第1項及び第2項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を提出いたしました。これに伴い、法第27条の9第3項及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)第24条第5項の規定に基づき、公開買付説明書を訂正いたします。

## 2 【訂正事項】

### I 公開買付届出書

#### 第1 公開買付要項

##### 11 その他買付け等の条件及び方法

##### (1) 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容

#### 第2 公開買付者の状況

##### 1 会社の場合

##### (1) 会社の概要

##### ③ 資本金の額及び発行済株式の総数

### II 公開買付届出書の添付書類

#### 1 令和元年(2019年)12月24日付公開買付開始公告

#### 2 定款

## 3 【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

## I 公開買付届出書

### 第1 【公開買付要項】

#### 11 【その他買付け等の条件及び方法】

(訂正前)

(1) 【法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容】

応募株券等の総数が買付予定数の下限(22,813,400株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限(2,813,400株)以上の場合には、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(訂正後)

(1) 【法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容】

応募株券等の総数が買付予定数の下限(22,813,400株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限(22,813,400株)以上の場合には、応募株券等の全部の買付け等を行います。

### 第2 【公開買付者の状況】

#### 1 【会社の場合】

(1) 【会社の概要】

(訂正前)

③ 【資本金の額及び発行済株式の総数】

令和元年(2019年)12月24日現在

資本金の額(円)	発行済株式の総数(株)
1万円	100株

(注) 公開買付期間中に、LSREF6 UNITED INVESTMENTS S.ÅR.L.が本優先株式を引き受けることにより出資し、資本金の額及び発行済株式の総数が増加することが予定されています。

(訂正後)

③ 【資本金の額及び発行済株式の総数】

令和元年(2019年)12月27日現在

資本金の額(円)	発行済株式の総数(株)
3億1万円	300万100株 (うち、普通株式100株、B種優先株式300万株)

(注) LSREF6 UNITED INVESTMENTS S.ÅR.L.が本優先株式の一種であるB種優先株式を引き受けることにより公開買付者に対して3億円を出資し、資本金の額が1万円から3億1万円に、発行済株式の総数が100株から300万100株(うち、普通株式が100株、B種優先株式が300万株)に増加しております。

## II 公開買付届出書の添付書類

1 令和元年(2019年)12月24日付公開買付開始公告

公開買付者は、本公開買付けについて、令和元年(2019年)12月27日付で「公開買付開始公告の訂正の公告」の電子公告を行いましたので、本書に添付いたします。

2 定款

令和元年(2019年)12月24日付けで提出いたしました公開買付届出書の添付書類のうち公開買付者の定款につきましては、記載事項の一部に訂正すべき事項が生じたので、添付の定款と差し替えます。